

2026年5月

お客さま 各位

岡崎信用金庫

## 電子交換所における手形・小切手の交換廃止に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が連携して進める2027年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止に向けた取組みをしております。2025年6月に「手形の利用廃止・小切手の全面電子化へ向けた取組みについて」をお知らせいたしましたが、下記のとおり新たな取組みを追加いたしますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新たな取組みについて

##### (1) 手形・小切手の最終振出期限の設定について

最終振出期限：2026年9月30日（水）

2026年9月30日を超えて振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができなくなります。

##### (2) 当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付終了について

入金受付終了日：2026年9月30日（水）

当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付を、2026年9月30日をもって終了します。

##### (3) 2027年4月以降を期日とする手形割引の新規取り扱いの終了について

2027年4月1日以降を期日とする手形について、手形割引の新規取り扱いを終了します。

#### 2. 各種規定の改定について

新たな取組みに伴う各種規定の改定は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以 上

新旧対照表

2026年5月1日改定

▶ 赤字部分が変更箇所（※句読点の追加・抹消や、助詞等の変更・抹消にも変更表示）

変更後	変更前
<p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p>1.（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2.～6.（略）</p> <p>7.（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、令和8年9月30日までに振り出してください。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>9.～16.（略）</p> <p>17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を（削除）記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>18.（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>19.～28.（略）</p> <p>約束手形用法</p> <p>1.～2.（略）</p> <p>3.振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、（削除）記入してください。</p> <p>4.～9.（略）</p> <p>為替手形用法</p> <p>1.～3.（略）</p> <p>4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、（削除）記入してください。</p> <p>5.～11.（略）</p>	<p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p>1.（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。（追加）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2.～6.（略）</p> <p>7.（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。（追加）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。（追加）</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、（追加）を確認してください。</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>9.～16.（略）</p> <p>17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。（追加）</p> <p>（2）（略）</p> <p>18.（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。（追加）</p> <p>（2）（略）</p> <p>19.～28.（略）</p> <p>約束手形用法</p> <p>1.～2.（略）</p> <p>3.振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>4.～9.（略）</p> <p>為替手形用法</p> <p>1.～3.（略）</p> <p>4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>5.～11.（略）</p>

変更後	変更前
<p>小切手用法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<b>(削除)</b> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<b>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</b></p> <p>3. ～9 (略)</p>	<p>小切手用法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<b>なお、</b>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<b>(追加)</b></p> <p>3. ～9 (略)</p>
<p><b>【当座勘定規定（専用約束手形口用）】</b></p> <p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. (手形の支払)</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<b>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</b></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、<b>令和8年9月30日までに振り出して下さい。</b></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>9. ～13 (略)</p> <p>14. (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を<b>(削除)</b>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<b>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>15. ～24. (略)</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～2 (略)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<b>(削除)</b>記入してください。</p> <p>4. ～9. (略)</p>	<p><b>【当座勘定規定（専用約束手形口用）】</b></p> <p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<b>(追加)</b></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. (手形の支払)</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<b>(追加)</b></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<b>(追加)</b></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>9. ～13 (略)</p> <p>14. (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を<b>できるかぎり</b>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<b>(追加)</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>15. ～24. (略)</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<b>できるだけ</b>記入してください。</p> <p>4. ～9. (略)</p>
<p><b>【普通預金規定（普通預金無利息型を含む）】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以</p>	<p><b>【普通預金規定（普通預金無利息型を含む）】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以</p>

変更後	変更前
<p>下「証券類」といいます。)を受入れます。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3.～17. (略)</p>	<p>下「証券類」といいます。)を受入れます。<b>(追加)</b></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3.～17. (略)</p>
<p><b>【貯蓄預金規定】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3.～18. (略)</p>	<p><b>【貯蓄預金規定】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<b>(追加)</b></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3.～18. (略)</p>
<p><b>【納税準備預金規定】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3.～17. (略)</p>	<p><b>【納税準備預金規定】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<b>(追加)</b></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3.～17. (略)</p>
<p><b>【通知預金規定】</b></p> <p>1.～2 (略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>4.～13. (略)</p>	<p><b>【通知預金規定】</b></p> <p>1.～2 (略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>(追加)</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>4.～13. (略)</p>
<p><b>【定期積金規定】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手、その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>3.～17. (略)</p>	<p><b>【定期積金規定】</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手、その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<b>(追加)</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>3.～17. (略)</p>
<p><b>【期日指定定期預金規定】</b></p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>4.～13. (略)</p>	<p><b>【期日指定定期預金規定】</b></p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>(追加)</b></p> <p>(2) (略)</p> <p>4.～13. (略)</p>

変更後	変更前
<p>【自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）】</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>4. ～16.（略）</p>	<p>【自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）】</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>（追加）</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>4. ～16.（略）</p>
<p>【自由金利型定期預金規定（大口定期）】</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>4. ～13.（略）</p>	<p>【自由金利型定期預金規定（大口定期）】</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>（追加）</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>4. ～13.（略）</p>
<p>【変動金利定期預金規定】</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>3. ～16.（略）</p>	<p>【変動金利定期預金規定】</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>（追加）</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>3. ～16.（略）</p>
<p>【定額複利預金規定】</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>4. ～13.（略）</p>	<p>【定額複利預金規定】</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<b>（追加）</b></p> <p>（2）（略）</p> <p>4. ～13.（略）</p>
<p>【代金取立規定】</p> <p>1.（取扱証券類）</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<b>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</b></p> <p>2. ～11.（略）</p>	<p>【代金取立規定】</p> <p>1.（取扱証券類）</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<b>（追加）</b></p> <p>2. ～11.（略）</p>